

●香川県告示第466号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の事業所の名称等の変更について次のとおり届出があった。

平成23年12月9日

香川県知事 浜 田 恵 造

変 更 年月日	事業所（施設）の名称及び住所		事業者（開設者）の名称 及び主たる事務所の所在地	サービ スの種 類
	変 更 前	変 更 後		
平成23年 9月15日	訪問介護事業所 四 季 丸亀市川西町北603 番地1	訪問介護事業所 四 季 丸亀市飯山町西坂元 1110番地1	株式会社介護サロンはやぶ さ 丸亀市飯山町西坂元1110番 地1	訪問介護
平成23年 9月15日	居宅介護支援事業所 四季 丸亀市川西町北603 番地1	居宅介護支援事業所 四季 丸亀市飯山町西坂元 1110番地1	株式会社介護サロンはやぶ さ 丸亀市飯山町西坂元1110番 地1	居宅介護支 援